

事 務 連 絡  
令和 2 年 7 月 20 日

地 方 厚 生 ( 支 ) 局 医 療 課  
都道府県民生主管部 (局)  
国民健康保険主管課 (部) 御中  
都道府県後期高齢者医療主管部 (局)  
後期高齢者医療主管課 (部)

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その 23)

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 2 年厚生労働省告示第 57 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添 1 から別添 4 のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添 3)

歯科診療報酬点数表関係

【摂食機能療法（摂食嚥下支援加算）】

問 1 「疑義解釈資料の送付について（その 20）」（令和 2 年 6 月 30 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添 1 問 1 の取扱いについては、歯科診療報酬点数表関係における区分番号「H001」摂食機能療法の注 3 の摂食嚥下支援加算についても同様の取扱いになるのか。

(答) そのとおり。